

公立大学法人山口県立大学役員報酬規則の一部改正について

1 改正理由

これまで理事長・学長一体型であった大学運営の体制を、理事長・学長分離型による大学運営とする定款変更が平成25年11月に行われ、平成26年4月1日から施行されたところである。

これにより、役員の役割にも変更が生じることから、役員報酬についても見直しを行う必要があり、公立大学法人山口県立大学役員報酬規則（以下「報酬規則」という。）について、所要の改正を行うものである。

2 基本的な考え方

- (1) 役員の職務・職責に応じた適正かつ妥当な水準とする。
- (2) 常勤役員の報酬総額は、現行の常勤役員報酬総額の範囲とする。

3 役員報酬年額について

(1) 理事長

分離前と比較してその責任と業務量が軽減されることから、現行の理事長兼学長の報酬より減額するとともに、近隣分離型大学の実態を斟酌して決定する。

- ①近隣の分離型大学の平均：15,940千円
- ②近隣の分離型大学の最高額：17,900千円
- ③近隣の分離型大学の最低額：14,600千円

(2) 副理事長（学長）

理事長の報酬、近隣の分離型大学の実態、現行理事長の算出根基を斟酌して決定する。

- ①近隣の分離型大学の平均：14,620千円
- ②近隣の分離型大学の最高額：17,900千円
- ③近隣の分離型大学の最低額：13,770千円

(3) 専務理事（事務局長）

近隣の分離型大学の実態及び副理事長、理事長の報酬を斟酌して決定する。

- ①近隣の分離型大学の平均：11,430千円
- ②近隣の分離型大学の最高額：12,720千円
- ③近隣の分離型大学の最低額：10,130千円

(4) 報酬年額

改正前区分	改正前年俸	改正後区分	改正後年俸
理事長（学長）	16,017千円	理事長	14,500千円
理事（副学長）	11,664千円	副理事長（学長）	13,500千円
副理事長（事務局長）	11,664千円	専務理事（事務局長）	10,000千円
総額	39,345千円		38,000千円

改正後の常勤役員の報酬年額の合計38,000千円は、改正前の常勤役員（理事長、副理事長、理事）の報酬年額の合計39,345千円を下回っており、新たに設けられる副学長（教授）の管理職手当1,140千円（95千円×12月）を加えても、改正後の方が改正前の金額を下回っている。

(参考) 年俸の減額について

県特別職と同様、月払年俸額の減額措置を実施する。

減額率：理事長5%、副理事長（学長）、専務理事（事務局長）3%

区 分	年 俸 額	減額後年俸額
理事長	14,500千円	13,963千円
副理事（学長）	13,500千円	13,201千円
専務理事（事務局長）	10,000千円	9,778千円